答 弁 第 六 五 号平成二十一年二月六日受領

内閣衆質一七一第六五号

平成二十一年二月六日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する再質問

に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する再

質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の教科書に関する報道については、平成二十年十一月十三日に在大韓民国日本国大使館が最初に

承知した。

四及び五について

先の答弁書(平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号)一及び十二についてでお答えしたとお

り、 御指摘の教科書に関する報道について、外務大臣にも報告しているが、政府部内での検討内容等につ

いて明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、 差し控えたい。

六について

先の答弁書(平成二十年三月二十八日内閣衆質一六九第一九五号)二及び三についてでお答えしたとお

りである。

七について

_-

先の答弁書(平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第二三号)五、六及び九から十一までについて

でお答えしたとおりである。

八について

お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、外務省においては、竹島に関する不適切な表記

等の確認に努めてきているところである。